

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	休日診療対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		48年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	<p>1 休日診療及び準夜間診療の初療施設 休日診療 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日、祝日、年末年始） 準夜間診療 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（土、日、祝日、年末年始） ※年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>2 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。</p> <p>3 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。</p>						
経過	昭和48年7月 ・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年4月 ・準夜間診療開始 平成4年4月 ・土曜日準夜間診療の開始 平成12年4月 ・二次救急の充実により入院施設確保の廃止						
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		66,048	66,048	66,057	65,882	68,176	68,640
①決算額（28年度は見込み）		66,048	66,048	66,056	65,822	68,175	68,640	68,408
②人件費等		2,616	2,541	2,478	2,495	2,318	2,309	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担当量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		69,536	69,522	69,502	69,331	71,468	71,973	68,408
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	69,536	69,522	69,502	69,331	71,468	71,973	68,408
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	休日診療受診者数	4,955	4,903	4,873	4,367	4,083	4,140	4,554
	準夜間診療受診者数	2,506	2,558	2,365	2,106	2,087	2,194	2,303
	休日診療電話照会数	6,065	5,952	5,947	5,308	5,145	5,187	5,601
	準夜間診療電話照会数	3,015	3,182	2,999	2,678	2,728	2,734	2,889

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料		68,175	委託料		68,640	委託料		68,408

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 休日診療平均受診者数（人）	12.3	11.3	11.5	12.4	-	1 診療日 1 医療機関あたり
	② 準夜間診療平均受診者数（人）	5.8	5.8	5.9	7.1	-	1 診療日 1 医療機関あたり
	③						

（問題点・課題分析）	毎回1か所の小児科確保が難しい。固定の診療所の検討。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 固定施設 19 区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討する。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討し、協議を続けた。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討し、協議を続けていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

況（要旨）	議（要旨）	問（要旨）	状（要旨）
-------	-------	-------	-------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	休日歯科診療費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	休日歯科診療事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者的の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 2 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 3 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。						
経過	昭和56年10月 ・1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	7,926	7,926	8,028	7,926	8,257	8,257	8,257	
①決算額（28年度は見込み）	7,926	7,926	8,027	7,926	8,257	8,257	8,257	
②人件費等	1,308	1,270	1,239	1,248	1,159	1,154		
③減価償却費	436	467	484	507	488	512		
【事務分担量】（%）	15	15	15	15	15	15		
合計（①+②+③）	9,670	9,663	9,750	9,681	9,904	9,923	8,257	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	9,670	9,663	9,750	9,681	9,904	9,923	8,257	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	受診者数	264	295	330	324	342	289	307
	電話照会件数	444	452	498	503	513	459	478

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料		8,257	委託料		8,257	委託料		8,257

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	休日診療平均受診者数（人）	4.6	4.8	4.0	4.7	-	1診療日あたり
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	1 診療日あたりの受診者数があまり増えていない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 固定施設 12 区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討した。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討を継続する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	05 小児医療の充実					
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。						
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者						
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 ※受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里6-5-3）						
経過	平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 ※東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。 対象者24,408人（人口一覧表平成28年4月1日現在による）						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえで、事業の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により一般社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		24,978	25,073	25,167	25,073	25,754	26,062	25,657	
①決算額（28年度は見込み）		23,763	24,003	24,061	24,065	24,736	24,558	25,657	
②人件費等		1,308	1,440	1,404	1,414	1,313	1,308		
③減価償却費		436	529	549	575	553	580		
【事務分担量】（%）		15	17	17	17	17	17		
合計（①+②+③）		25,507	25,972	26,014	26,054	26,602	26,446	25,657	
特定財源	国								
	都	小児初期救急医療（都補助）	3,681	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675	3,681
	その他								
一般財源		21,826	22,297	22,339	22,379	22,927	22,771	21,976	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	受診者数	825	882	959	850	909	830	910	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	小児救急医療運営委託費	24,526	委託料	小児救急医療運営委託費	24,428	報償費	協議会運営謝礼	26
負担金補助等	小児救急医療運営補助金	211	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	130	需用費	協議会運営用食糧費	2
報償費	協議会運営委員謝礼	0				委託料	小児救急医療運営委託費	24,429
需用費	協議会運営用食糧費	0				負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	一日あたりの平均受診者数（人）	3.5	3.7	3.4	3.7	-	
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断していく必要がある。
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民への周知方法や、初期救急のあり方について検討していく。	区民への周知方法や、初期救急のあり方について検討した。	区民への周知方法や、初期救急のあり方について継続に検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

状況 （要旨）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
------------	---

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	衛生統計調査		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	渡邊・鈴木	内線	421	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	22年度	根拠法令等	統計法、人口動態調査令、医師法等			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内	○都基準内	○区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために				
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
	施策	04	統計・調査の推進				
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。						
対象者等	人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者、医療従事者等						
内容	1 人口動態調査・・・出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。※他調査 医療施設調査等（10調査） 2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。 3 医師・薬剤師・看護師及び調理師等免許の経由事務・・・医療従事者及び調理師・製菓衛生師免許の新規登録並びに籍訂正、再交付、籍のまっ消、免許証返納の申請を受理する。都庁を経由し、厚生労働大臣又は都知事が発行した免許証を申請者に交付する。 4 医療監視事務・・・医療法等に基づく届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、監視指導を行う。						
経過	1 人口動態調査・・・明治5年開始、医療施設動態調査・・・昭和48年開始 2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・昭和23年開始。 3 医師等免許経由事務・・・昭和50年より都知事から区長への委任事務、平成12年改正され区の事務となる。 4 医療監視事務・・・平成12年度、地域分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。 ※平成23年衛生統計調査費他3事業統合 ※17～22年度決算額＝衛生統計調査事業のみ						
必要性	区民の健康の向上や子育てに係る施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。						
実施方法	（直営）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国民生活基礎調査、21世紀成年人者縦断調査、中高年者縦断調査及び社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		754	723	567	412	856	557	875
①決算額（28年度は見込み）		598	400	442	242	511	485	875	
②人件費等		26,039	26,574	15,283	26,181	24,110	23,053		
③減価償却費		10,748	11,974	5,970	12,844	12,354	12,287		
【事務分担量】（%）		370	170	185	380	380	360		
合計（①+②+③）		37,385	38,948	21,695	39,267	36,975	35,825	875	
特定財源の推移	国								
	都	衛生調査費（都支出金）	583	420	465	146	396	394	740
	その他	衛生手数料				106	133	89	158
	一般財源		36,802	38,528	21,230	39,015	36,446	35,342	-23
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	①人口動態調査（件）	5,846	5,648	5,666	5,854	5,834	5,786	6,000	
	②医師等の調査（隔年）	3051	-	3051	-	3,151	-	3,151	
	③医師等免許経由事務	255	262	380	440	477	412	412	
	④医療関係施設監視件数	106	76	71	70	92	67	80	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	調査員手当	76	報酬	調査員手当	262	報酬	調査員手当	402
需用費	調査用品等消耗品	243	需用費	調査用品等消耗品	180	需用費	調査用品等消耗品	287
役務費	郵送料	192	役務費	郵送料	43	役務費	郵送料	186

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 人口動態調査(衛生統計調査)(件)	5,854	5,834	5,786	6,000	6,000	死亡者数の増減により変動する
	② 国民生活基礎調査等各種調査(世帯)	44	52	142	150	150	27年度は小模調査(2地区) 28年度は大規模調査(4地区)
	③ 医療安全体制整備の状況確認・指導(件)	21	24	20	10	10	医療安全整備体制の自主管理推進 チェックリストの送付・立入検査

問題点・課題 (指標分析)	1 国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。
	2 平成18年の改正医療法で規定された管理者の責務である医療の安全を確保するための体制の整備（法第6条の12）について理解できていない施設(新規施設含む)が存在する。また、体制の整備についての形骸化が心配される。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	(国民生活基礎調査) 直接本人に面談できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通じて協力を求めていく。	マンション管理組合及び管理会社に、電話での協力依頼、また調査員に同行し調査の重要度を説明し、理解をしてもらった。	調査地区内の集合住宅増加に伴い調査困難が予想されるが基礎資料を得る重要な調査のため回収率向上に向け更に協力を求めていく。
②	新規及び変更時に医療安全確保の体制整備について整備状況の確認を行う。透析診療所について医療法第25条の立入検査を実施する。	平成26年度開設の施設の体制整備の状況確認の実施、理解不足が懸念される施設及び透析診療所へ立入検査を実施し指導を行った。	新規及び変更時に医療安全の体制整備について説明し、整備状況の確認を行う。有床・透析診療所については3年毎に確認する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。

議会 (要旨) 質問状	
-------------------	--

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974
	歯医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 医師会会員数	236	236	241	241	-	会員施設数157/全施設数171 (加入率92%)
	② 歯科医師会会員数	109	109	108	108	-	会員施設数83/全施設数140 (加入率59%)
	③ 薬剤師会会員数	140	140	140	140	-	会員施設数93/全施設数112 (加入率83%)

（問題点・課題 指標分析）	
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでいる。また、災害時に備えた防災訓練に参加するなど、区民の命を守る重要な役割を担っているため、区として積極的な支援が必要である。

況議 （要旨） 会質 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小島
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-01-01	動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例他			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。						
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人						
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 ① 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 ② 犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 ③ 啓発パンフレットの配布 ④ 犬のこう傷事故届け出受付 ⑤ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 ⑥ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 ⑦ 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施						
経過	平成4年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため） 平成20年度 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 平成21年度 飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了） 平成24年度 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始						
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7,639	8,121	6,990	6,849	7,293	7,067
①決算額（28年度は見込み）		6,827	7,654	6,726	5,848	5,410	5,505	7,749
②人件費等		15,766	15,322	18,587	18,334	16,723	16,690	
③減価償却費		6,536	6,998	7,261	8,112	7,640	8,021	
【事務分担当量】（%）		225	225	225	240	235	235	
合計（①+②+③）		29,129	29,974	32,574	32,294	29,773	30,216	7,749
特定財源	国							
	都	医療保健政策区市町村包括支援事業						
	その他							
一般財源		28,099	28,944	31,544	31,264	28,453	28,502	5,874
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	プレート配布	660	709	583	504	456	564	800
	忌避剤配布	299	247	264	260	205	262	400
	犬のこう傷事故	6	4	11	11	4	7	7
	相談・苦情件数	288	280	296	288	228	286	278

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼	77	報償費	動物関連講演会講師謝礼	90	報償費	動物関連講演会講師謝礼	130
需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	384	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,336	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,633
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	22	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	47	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	54
委託料	災害時ペット対策マニュアル作成費・動物保護イベント会場設置費	482	備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	330	備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	331
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	4,445	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,702	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,601

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 啓発事業（相談件数）	288	228	286	-	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	② 不妊去勢手術（助成件数）	355	302	261	396	-	飼い主のいない猫等不要な繁殖を抑制し屋外猫の被害緩和を図る。
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>○公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>○飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため引き続きPRしていく必要がある。</p> <p>○登録活動団体の団体数が減少しているため、活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高め、団体数増加を図る。</p> <p>○災害時のペットの避難について、ペットの飼い主を含め、区民への啓発が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>○犬のしつけ方教室 14区で実施</p> <p>○猫の不妊去勢手術費助成 21区で実施（中野区のみ未実施）</p> <p>○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	災害時のペットの同行避難について、区報やホームページを通じ区民への啓発を行い、各避難所に対して、説明等を行っていく。	災害時のペットの同行避難について、町会の避難所開設訓練に参加し、実際に訓練を行った。パンフレットを配布し説明等を行った。	ペットの同行避難について、引き続き、区報・ホームページ・町会の避難所開設訓練を通じ啓発を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。 飼い主のいない猫問題については、支援事業を継続して実施し、地域における理解を高めていく必要がある。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	平成21年1定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
	平成25年3定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小島
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	狂犬病予防法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民						
内容	① 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） ② 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） ③ 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） ④ 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 ⑤ 捕獲犬の拘留についての公示 ⑥ 犬の返還申請受付 ※手数料 ① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,100円 ② 登録手数料・・・3,000円（再交付は1,600円） ③ 注射済票交付手数料・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）						
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		992	953	891	866	909	916
①決算額（28年度は見込み）		850	705	709	789	850	837	1,630
②人件費等		7,674	7,456	8,674	5,713	5,220	5,224	
③減価償却費		3,050	3,266	3,388	2,873	2,698	2,833	
【事務分担当量】（%）		105	105	105	85	83	83	
合計（①+②+③）		11,574	11,427	12,771	9,375	8,768	8,894	1,630
特定財源	国							
	都							
	その他 畜犬登録手数料等	4,074	4,282	4,401	3,691	3,691	3,658	4,177
一般財源		7,500	7,145	8,370	5,684	5,077	5,236	-2,547
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	鑑札交付数（再交付含む）	748	707	622	613	625	633	800
	済票交付数（再交付含む）	4,753	4,845	4,864	4,870	4,780	5,042	6,800
	登録数	6,489	6,478	6,581	6,686	6,703	6,877	7,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	237	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	233	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	233
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	406	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	409	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	431
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	102	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	118	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	862
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	102	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	77	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104
償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録数	6,686	6,703	6,877	7,000	-	
	② 予防注射接種率	0.726	0.713	0.732	0.77	1	済票交付数(再交付除く)／登録数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知する必要がある。 ○集合注射での接種犬数について、減少傾向にある接種会場があるため、今後、会場や時間帯の変更等について、荒川区獣医師会と検討・調整を図っていく。 ○飼い犬の登録義務について、ペットショップを通じて飼い主に周知してもらうため、各ペットショップに働きかける。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区の状況を調査し、成功している事例を参考にしつつ、登録数、予防注射接種率の向上を図る。	予防注射未接種犬の所有者へ、督促文を送付することで予防注射接種率の向上を図った。また区報で登録・予防注射接種への啓発を行った。	登録数、予防注射接種率を向上させるため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

況議 (要 旨 問 状)	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小島
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	カラス対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の收容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。 なお、公園や街路樹の営巣については、道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了						
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では、日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,463	1,258	1,169	1,169	536	467	740	
①決算額（28年度は見込み）	949	647	694	515	421	335	740	
②人件費等	2,023	1,966	2,478	3,074	2,832	2,840		
③減価償却費	872	933	968	1,690	1,593	1,672		
【事務分担当量】（%）	30	30	30	50	49	49		
合計（①+②+③）	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	4,847	740	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	4,847	740	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
巣の撤去／個（直営による撤去も含む）	57	42	41	32	24	20	30	
ヒナ回収／羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	36	53	41	40	25	26	30	
卵回収／個	67	22	77	32	32	29	40	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	カラス等回収業務	421	委託料	カラス等回収業務	335	委託料	カラス等回収業務	740

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 巢の撤去／個 (直営による撤去も含む)	32	24	20	30	-	
	② ヒナ回収／羽 (巢のヒナ、落下ヒナ)	40	25	26	30	-	
	③ 卵回収／個	32	32	29	40	-	

問題点・課題 (指標分析)	<p>○本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>○カラスの営巣を防ぐため、区民等に対して樹木のせん定を行うよう周知する必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	カラスの営巣を防ぐため、樹木のせん定を行うよう周知し、繁殖を防ぐ。無責任な猫や野鳥への餌付けを行わないよう周知する。	カラスの営巣について対応したところに関しては、樹木のせん定・無責任な餌付けを行わないよう周知した。	今後も樹木のせん定については周知していく。また、ゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していくことが必要である。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	高瀬
					内線		427
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	薬事監視事務費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 28年度 <input type="checkbox"/> 27年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	9年度	根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等	覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法等			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内	<input type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者、管理医療機器販売業・貸与業者、麻薬小売業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	1 薬局及び店舗販売業に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視指導 6 管理医療機器販売業・貸与業の届出受理及び監視指導 7 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 8 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 9 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 10 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 11 規制対象の家庭用品の試買検査実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導						
経過	平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管 平成17年度 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管 平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行 平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区に移管。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了 平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管 平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。法の名称の変更を含む改正法が11月25日に施行 平成27年度 平成25年に公布された地域主権改革推進関連法により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去した医薬品等、採水したシアン排水、試買した家庭用品は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に検査依頼。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度							
	予算額	1,916	1,923	1,662	1,714	1,645	1,696	1,813
①決算額（28年度は見込み）	1,235	1,256	1,197	981	1,198	1,389	1,813	
②人件費等	19,184	18,208	17,348	18,297	16,518	16,546		
③減価償却費	6,391	6,687	6,777	7,436	7,152	7,338		
【事務分担当量】（%）	220	215	210	220	220	215		
合計（①+②+③）	26,810	26,151	25,322	26,714	24,868	25,273	1,813	
特定財源	国							
	都							
	その他 衛生手数料	1,478	1,582	1,221	754	677	1,307	2,266
一般財源	25,332	24,569	24,101	25,960	24,191	23,966	-453	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	211	230	221	205	157	208	190
	毒物劇物販売業等監視件数	79	62	66	102	58	56	60
	家庭用品試買検体数	40	39	39	37	39	37	40
	高度管理医療機器等販売業・貸与業監視件数						113	90

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	201	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	302	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	398
役務費	通知・周知用郵券	71	役務費	通知・周知用郵券	55	役務費	通知・周知用郵券	113
委託料	試験検査委託	896	委託料	試験検査委託	903	委託料	試験検査委託	1,291
負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	備品購入費	キャビネット購入	99	使用料等	講習会会場使用料	11
			負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 薬事監視指導率(%)	69	60	76	68	68	立ち入り監視指導数/施設数（医療機器除く）
	② 毒物劇物監視指導率(%)	58	34	35	36	36	立ち入り監視指導数/施設数
	③ 高度管理医療機器等販売業等監視指導率(%)			63	51	51	立ち入り監視指導数/施設数（管理医療機器除く）

（問題点・課題 指標分析）	<p>高度管理医療機器等販売業・貸与業者のうち約半数が平成28年度に許可の更新となるため、申請受付及び実査を年間を通して計画的に実施する必要がある。また、4月に継続研修の実施状況を調査したところ、約1割の施設が管理者に継続研修を受講させていなかったため、毎年度受講させるよう指導を徹底する必要がある。</p> <p>平成28年度からは、健康サポート薬局制度が施行され、特定保健用医療材料の価格調査を区で実施することになるなど新規の事業が実施されるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>平成28年7月から、新たに毒物劇物が8品目指定されるため、取扱い業者に対して周知し、在庫がある場合は毒劇物として適切に保管管理を行うよう指導が必要である。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	薬剤師員数不足が疑われる薬局に対し監視指導を行う。	薬剤師員数不足が疑われる薬局に対し立入検査を実施し、計画的な改善を指導した。	健康サポート薬局制度について、薬局への指導等を適切に実施する。また、薬局向けの講習会を実施し、必要な情報提供を行う。
②	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、引き続き保管庫の施錠等の盗難防止措置について、監視指導を行う。	一斉監視指導等で立ち入り検査を実施し、盗難防止措置について重点的に指導した。	新規に指定された毒劇物について、区内の小中学校等に情報提供を行い、毒物又は劇物として適切に保管管理を行うよう指導する。
③	高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を適切に実施する。	高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し、主として継続研修の受講、販売記録の実施等、法令順守を指導した。	高度管理医療機器等販売業等許可更新の申請受付及び実査を計画的に実施する。また、継続研修の受講について、重点的に指導する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	池上
				内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他4法, 要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内	○都基準内	○区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言						
経過	昭和50年度	保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。					
	昭和58年度	建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務(述べ床3,000～5,000㎡の施設)が区長に委任。					
	平成8年度	温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。					
	平成12年度	地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。					
	平成24年3月	地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。					
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 環境衛生監視員が実施する。						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,060	1,162	1,004	1,057	996	1,040	1,159	
①決算額(28年度は見込み)	666	743	765	636	785	776	1,159	
②人件費等	31,392	29,642	29,740	31,767	28,220	27,321		
③減価償却費	10,458	10,885	11,618	13,351	12,679	12,116		
【事務分担量】(%)	360	350	360	395	390	355		
合計(①+②+③)	42,516	41,270	42,123	45,754	41,684	40,213	1,159	
特定財源	国							
	都							
	その他	707	654	703	613	704	756	664
一般財源	41,809	40,616	41,420	45,141	40,980	39,457	495	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	環境衛生施設の許認可届出数	36	31	35	33	33	34	—
	環境衛生施設の監視指導数	544	516	414	690	332	383	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	各種検査材料費、消耗品等	680	需用費	各種検査材料費、消耗品等	674	報償費	墓地等財務書類審査謝礼	65
役務費	郵便料、粉じん計の較正	50	役務費	郵便料、粉じん計の較正	37	需用費	各種検査材料費、消耗品等	976
負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	55	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	65	役務費	郵便料、粉じん計の較正	48
						負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）	73	15	13	50	50	立ち入り監視指導数/施設数
	② 監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）	159	151	239	150	150	立ち入り監視指導数/施設数
	③ レジオネラ属菌検査（検出率%）	4	4	8	0	0	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	年間事業計画に基づき監視指導を計画的に実施することが必要である。入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。民泊（簡易宿所営業）の相談が増加している。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	懸案施設については、複数名での監視指導を継続実施する。	懸案施設については、常に複数の監視員が立ち入りし、現場調査を行った。	懸案施設については、引き続き複数名での監視指導を継続する。
②	レジオネラ属菌が検出された場合関係部局と連携して対応し、改善期間や自粛期間の短縮を図る。	レジオネラ属菌が検出された場合には、改善指導を徹底して実施し、レジオネラ属菌が不検出になるまで指導を継続した。	レジオネラ属菌が検出された場合には、できる限り改善期間や自粛期間の短縮を図る。
③	年間の監視指導計画を定め、計画的に監視指導を実施する。	おおむね、年間の監視指導計画に基づき実施した。	年間の監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	池上
				内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	関する法律、地域保健法			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。</p> <p>職員が相談を受け、助言、器具貸与、機材提供を行う。必要に応じて現場調査と改善活動を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		6,739	6,505	6,268	6,864	6,707	7,696
①決算額（28年度は見込み）		5,537	5,240	5,259	5,707	5,330	6,362	9,873
②人件費等		7,848	7,622	8,674	8,733	11,883	12,314	/
③減価償却費		2,615	2,799	3,388	3,549	5,202	5,461	/
【事務分担量】（%）		90	90	105	105	160	160	/
合計（①+②+③）		16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	24,137	9,873
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	24,137	9,873
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	ねずみ・害虫相談件数	749	625	703	642	865	879	-
	ボウフラ駆除薬剤投入（箇所）	21,421	20,544	20,591	21,781	22,310	34,806	-
	殺そ用薬剤配付数（袋）	15,232	14,212	13,474	13,194	11,983	11,123	-

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	1,986	報酬	非常勤報酬	2,167	報酬	非常勤報酬	2,184
共済費	社会保険料（非常勤）	287	共済費	社会保険料（非常勤）	326	共済費	社会保険料（非常勤）	320
報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	356	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	345	賃金	衛生害虫臨時職員	872
需用費	住まいの検査材料費等	1,327	需用費	住まいの検査材料費等	1,806	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	1,272
役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	117	旅費	非常勤旅費	3
委託料	害虫駆除作業委託他	1,259	委託料	害虫駆除作業委託他	1,602	需用費	住まいの検査材料費等	2,779
						役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	135

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 殺そ用薬剤配布実施率(%)	94	92	86	100	100	配付数/計画数 (配付数)
	② ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	91	93	145	100	100	投入数/計画数 (投入数)
	③ 相談件数(件)	642	865	879	900	900	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題 指標分析）	1 蚊媒感染症（ Dengue熱、ジカ熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）に関する効果的な啓発事業の実施。
	2 区民からの相談では、ハチ（約300件/年）とねずみ（約250件/年）が多い。 3 区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	町会掲示板に啓発ポスターの掲示を依頼し、回覧板用の防蚊対策のパンフレットを配布する。	町会との協働によるボウフラ対策を実施した。	町会との協働によるボウフラ対策を充実を図る。
②	ねずみや衛生害虫の駆除で効果的な対策は発生源対策であり、ねずみ衛生害虫が発生しにくい環境づくりの講習など指導充実を図る。	窓口や現場において発生源対策を指導し、ねずみ駆除講習会において、環境づくりを啓発した。	発生源対策や環境づくりに関する啓発の充実を図る。
③	流行の兆しのある衛生害虫について、情報収集を行い、区民へのタイムリーで的確な情報提供を図る。	蚊対策のパンフレットを作成し、タイムリーで的確な情報を提供した。	蚊対策のパンフレットを更新し、区民に新しい情報を提供する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	ねずみや衛生害虫に関する相談は多く、引き続き、被害を防止し、区民が快適に暮らせるような施策を実施する必要がある。

況 議 会 要 旨 問 状	平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	坂巻
				内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-03-01	食の安全・安心対策					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査等を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 2. 収去検査：食品取扱い店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 3. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。 						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の設定</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の設定</p> <p> ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p> ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p> <p>平成27年度 ・食品表示法の施行</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室または、東京都健康安全研究センターで実施。 2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応。 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7,379	7,293	5,403	5,403	5,389	7,299
①決算額（28年度は見込み）		5,955	5,083	4,598	3,994	4,550	6,819	5,358
②人件費等		42,728	43,361	39,249	53,920	35,985	41,320	
③減価償却費		14,253	15,923	18,136	23,897	15,345	18,737	
【事務分担量】（%）		490	512	562	707	472	549	
合計（①+②+③）		62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	66,876	5,358
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	66,876	5,358
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区検査室（化学検査：項目数）	1,250	1,634	1,621	1,683	1,571	1,269	1,175
	区検査室（細菌検査：項目数）	1,080	1,440	1,318	1,426	1,230	1,222	1,180
	都健康安全研究センター（委託：検査数）	324	173	124	75	124	416	220
	講習会数	55	52	52	47	56	51	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,152	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,202	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,583
役務費	講習会通知等郵便	114	役務費	講習会通知等郵便	109	役務費	講習会通知等郵便	175
委託料	試験検査物の委託	1,198	委託料	試験検査物の委託	3,422	委託料	試験検査物の委託	1,513
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 収去検査（化学）の不適率%	1	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	② 収去検査（細菌）の不適率%	15	18	14	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	③ 講習会実施数	47	56	51	50	50	

（問題点・課題 指標分析）	1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。 2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。 3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。 4. 収去検査において不適だった施設の改善を図るため、必要に応じて立入りをを行い指導する。 5. 法改正時の、適切な周知方法を工夫する。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者や消費者に早く正確な情報を伝えるために、実用的でわかりやすい資料等の作成や、各種メディア等をさらに活用する。	概ね遂行することができた。	今後も引き続き、わかりやすい工夫をしながら周知していく。
②	都の推進する自主管理認証制度をはじめ、HACCPの考え方に基づく自主管理をさらに推進する。	概ね遂行することができた。	国の動向に併せながら、推進していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	坂巻
							428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 ① 通常監視・指導 ② 夏期一斉・歳末一斉監視 ③ 苦情・違反処理に伴う監視・指導 ④ 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準設定 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨） 平成27年度 ・食品表示法の施行						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		166	160	148	140	135	134
①決算額（28年度は見込み）		164	140	132	72	120	119	134
②人件費等		22,672	21,258	18,799	21,038	27,797	26,236	
③減価償却費		7,553	7,806	8,745	8,991	11,899	12,048	
【事務分担量】（%）		260	251	271	266	366	353	
合計（①+②+③）		30,389	29,204	27,676	30,101	39,816	38,403	134
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	11,000	9,795	8,114	8,801	10,696	9,204
一般財源		19,389	19,409	19,562	21,300	29,120	29,199	-9,229
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	営業許可・届出件数	7,071	7,119	7,135	7,164	7,461	7,172	7,200
	新規・更新・届出件数	1,197	1,039	852	969	1,399	974	824
	許可・届出施設監視数	4,700	6,099	4,633	5,015	5,021	4,787	5,000
	苦情処理件数	46	43	31	54	55	68	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	120	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	119	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	134

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	監視率（%）	70	67	67	70	50	2年で全ての施設を監視。
②	表示監視品目数	16,675	14,493	12,868	10,000	10,000	
③							

（問題点・課題分析）	1. 法改正時の、周知方法等に工夫が必要である。 2. 食品表示法の施行等による正しい表示等を引き続き周知する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係部署とも連携しながら、営業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。	食品表示法の施行や弁当等人力販売業の周知について、大きな問題もなくスムーズに周知することができた。	今後も引き続きわかりやすい工夫をしながら周知していく。
②	関係部署とも連携しながら、営業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。	固有記号や一部詳細が不明な部分を除けば、大きな問題もなく、指導助言を行えた。	消費者庁のQ & Aの改正が多いので、最新情報に注意しながら指導していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

況議（要旨）	会質問状
--------	------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	鎌田 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	補償給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	・事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）						
対象者等	平成28年5月末現在 15歳未満0人・15～64歳409人・65歳以上188人 計597人 <参考>平成28年3月末現在 荒川区600人 特別区(19区)14,165人 全国(40市区)34,973人						
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。 (1)医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）(2)療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給(3)障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給(4)児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給(5)遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(10年間)(6)遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(7)葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給(8)診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部(@1,000円)を補助(区単独事業)						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		757,889	730,603	700,149	662,459	643,757	678,190
①決算額(28年度は見込み)		726,408	704,492	669,175	660,116	626,846	613,183	649,375
②人件費等		16,499	17,355	1,584	13,561	15,127	15,250	
③減価償却費		9,151	12,596	12,263	10,140	10,078	10,580	
【事務分担量】(%)		315	405	380	300	310	310	
合計(①+②+③)		752,058	734,443	683,022	683,817	652,051	639,013	649,375
特定財源	国	726,216	704,202	669,022	659,941	626,579	613,034	612,024
	都							
	その他							
	一般財源	25,842	30,241	14,000	23,876	25,472	25,979	37,351
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	被認定者数	697	671	643	626	616	600	599
	(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費、障害補償費等	626,846	扶助費	医療費、障害補償費等	613,034	扶助費	医療費、障害補償費等	649,190
			扶助費	診断書扶助料	149	扶助費	診断書扶助料	185

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 被認定者数	626	616	600	599	587	目標値は、平均減少率から算出。
	② 医療費(延べ件数)	11,767	11,267	10,944	11,003	10,801	目標値は、過去の実績から算出。
	③ 医療費総額(公害・非公害医療機関・調剤)	219,354	198,402	191,415	201,831	194,943	目標値は、過去の実績から算出。 単位：千円

(問題点・課題分析)	<p>医療費件数及び医療費額は被認定者数減に伴い僅かながら減少しているが、一方で患者の高齢者化が進み、70歳以上の認定者が158名(内、90歳以上18名)になり全体の26.3%(昨年度156名、25%)と1/4を上回り、不確定要素である遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費が増えると予想できる。 最高齢 98歳(1名)、低年齢者 29歳(4名)</p>
他区の実況	<p>(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)</p> <p>練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き正確かつ遅滞のない給付を行う	正確かつ遅滞ない給付をした	正確かつ遅滞のない給付を行う
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況(要旨)	
-------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	鎌田 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	平成28年5月末現在 15歳未満0人・15～64歳409人・65歳以上188人 計597人 <参考>平成28年3月末現在 荒川区600人 特別区(19区)14,165人 全国(40市区)34,973人						
内容	<p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定・検査・審査・給付等に係る事務費</p> <p>(1) 認定 被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定失権や補償給付に係る等級というの認定を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫）・2年毎（ぜん息性気管支炎）、見直し：毎年（有級者）【検査】医学的検査委託料@4,830～@22,395×506件、主治医診断報告書文書料@3,996×437件、認定死亡患者医学的検査結果報告文書料@3,056×2件【認定審査会】月1回開催委 委員11名（医師8名、法律1名、区職員2名）</p> <p>(2) 給付 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。【診療報酬取扱手数料】公害医療機関@540×4,749件・薬局@270×4,373件・非公害医療機関@1,360×897件、療養費等支払事務委託料（国保連）分担金+手数料@145.23×370件【レセプト点検】点検@95.04×10,124件・突合@108×4,088件・入力@37.8×9,943件【診療報酬審査会】月1回開催 委員6名（医師4名、薬剤師2名）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		30,871	29,867	28,245	32,773	25,444	25,250	24,526
①決算額（28年度は見込み）		28,748	27,276	28,557	29,395	22,946	23,827	24,526
②人件費等		7,970	6,746	6,595	3,363	4,750	7,070	
③減価償却費		3,050	3,110	3,227	2,028	2,601	3,754	
【事務分担量】（%）		105	100	100	60	80	110	
合計（①+②+③）		39,768	37,132	38,379	34,786	30,297	34,651	24,526
特定財源	国	19,134	18,512	18,459	19,634	16,937	16,376	12,260
	都							
	その他							
	一般財源	20,634	18,620	19,920	15,152	13,360	18,275	12,266
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	被認定者数	697	671	643	626	616	600	599
	認定審査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定審査会委員数	12	12	12	12	11	11	11
	診療審査委員数	5	5	5	5	6	6	6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員報酬	3,098	報酬	審査会委員報酬	2,996	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料	5,608	報償費	診療報酬手数料	5,498	報償費	診療報酬手数料	5,859
旅費	審査会委員費用弁償	16	旅費	審査会委員費用弁償	18	旅費	審査会委員費用弁償	118
需用費	トナーカートリッジ購入	454	需用費	トナーカートリッジ購入	609	需用費	トナーカートリッジ購入	612
役務費	認定患者宛郵送料	978	役務費	認定患者宛郵送料	924	役務費	認定患者宛郵送料	971
委託料	医学的検査委託料	12,447	委託料	医学的検査委託料	13,139	委託料	医学的検査委託料	13,696
使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター賃借料	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 被認定者数	626	616	600	599	587	目標値は、平均減少率から算出
	② 認定審査会諮問件数（年間）	621	691	601	596	628	目標値は、過去の実績から算出
	③ 認定審査会1回当たりの審査件数（平均）	51.8	57.6	50.1	49.7	52.3	目標値は、過去の実績から算出

（問題点・課題 指標分析）	被認定者数が減少しているものの、病状把握及び更新等手続きが困難な高齢の被認定者が増加している。加えて稼働年齢の被認定者も仕事のため指定日の検査受診や更新手続きが困難である相談も増えている。 現在、避けられない事情がある被認定者には、個人に合わせた医療機関で医学的検査が受診できるよう対応しているが、今後、個人対応が増えるようであれば、医療機関による検査内容の違いから審査会の審査が複雑になると思われる。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。
他区の実	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医学的検査指定日に高齢化や仕事のため検査できず他の病院での検査が増えている。医療機関と連携を密にして審査会に取り組む。	入院等で専門医療機関の検査ができない被認定者の入院先病院に、検査指導を行い報告書の作成依頼した。	医学的検査に協力してもらえ呼吸器専門医療機関及びそれに準じる医療機関との連携を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	丸山	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-01	ぜん息教室				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	実施方法 患者と家族及びぜん息に関心のある方を対象に実施 平成27年度実績						
	講座内容	開催年月日		参加者数			
①	「歌を歌って音楽療法」	1回目	7月10日(金)	アクロスあらかわ	14名参加（成人対象）		
	「歌を歌って音楽療法」	2回目	9月25日(金)	アクロスあらかわ	35名参加（成人対象）		
②	「ぜん息ストレッチ体操教室」10月30日(金)荒川区役所北庁舎101会議室						34名参加（成人対象）
周知方法：区報、チラシ（環境再生保全機構が作成）、区営掲示板、区ホームページ、公害認定患者へダイレクトメール							
経過	児童対象ぜん息事業は15年度から17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していない。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。						
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	113	116	116	116	108	105	114	
①決算額（28年度は見込み）	77	78	68	97	91	99	114	
②人件費等	2,320	1,543	962	1,808	1,693	1,691		
③減価償却費	872	778	484	845	813	853		
【事務分担当量】（%）	30	25	15	25	25	25		
合計（①+②+③）	3,269	2,399	1,514	2,750	2,597	2,643	114	
特定財源	国	50	24	35	97	39	89	
	都							
	その他							
	一般財源	3,219	2,375	1,479	2,653	2,558	2,554	18
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ参加者数	76	55	68	84	80	83	110
	対象者数	697	671	643	635	616	600	582
	大気医療助成（18歳以上）	956	1,058	1,175	1,248	1,465	1,450	1,435
	大気助成児童対象（18歳未満）	264	206	156	125	92	57	37

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	80	報償費	講師謝礼	89	報償費	講師謝礼	92
需用費	消耗品費	5	需用費	消耗品費	4	需用費	消耗品費	6
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	1
使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	15

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（％）	4.2	3.7	3.9	5.4	5.4	参加者/対象者(公害・大気患者)
	② 延べ参加者数（人）	84	80	83	110	110	
	③						

(問題点・課題分析)	参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、東京都大気汚染医療助成受給者やその家族、認定を受けていない患者に対しても事業PRが行き渡るような工夫が引き続き必要である。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」のため、予防事業は実施無し。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き受講者の増加を目標とし、日時や時間帯などの開催方法や周知方法を前年度のアンケートなどを参考に検討する。	会場、講師の都合上、前年どおりの開催となってしまったが、前年よりも参加率は上昇した。	開催会場がわかりづらいとの声が平成27年度に多く寄せられたため、開催会場や時間帯を変更し、参加者拡大を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議(要旨)会質問状	
------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-17	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	水泳教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	水泳教室					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無						
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。						
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生から小学6年生（募集50名、S60年度～H20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し、小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し5歳児から中学3年生として開催している。						
内容	実施時期	平成27年7月9日～10月8日 週1回計8回（木曜） 8月は休み					
	場 所	荒川総合スポーツセンター 大・小プール					
	定 員	40名（対象：5歳児～中学3年生のぜん息患者）					
	参加方法	対象者に個別通知及び区報掲載により募集（主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定）					
	医療体制	毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。					
	実施体制	医師1名、看護師1名、水泳指導員5名及び事務局					
	事業区分	公害健康被害予防事業					
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を戻した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を（旧小1～小6→新小1～中3）広げ、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。						
	実績：平成22年度 32名参加 平成23年度 13名参加 平成24年度 16名参加 平成25年度 20名参加 平成26年度 20名参加 平成27年度 19名参加						
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 前期・後期（1教室5回×2回）実施。受付時体温測定及びピークフロー実施のうえ、医師の診察を受けてから水泳教室を開始。技術力により4班から5班に分けて指導員が水泳を教える。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		2,507	2,132	1,533	1,401	1,379	1,369	1,386
①決算額（28年度は見込み）		2,139	1,507	1,371	1,360	1,186	1,084	1,386
②人件費等		3,610	3,782	4,666	4,339	3,591	3,607	
③減価償却費				2,582	2,535	2,113	2,218	
【事務分担当量】（%）		55	65	80	75	65	65	
合計（①+②+③）		5,749	5,289	8,619	8,234	6,890	6,909	1,386
特定財源	国	保健福祉事業費納付金						
	都	2,094	1,737	1,510	1,576	1,357	1,577	1,595
	その他							
	一般財源	3,655	3,552	7,109	6,658	5,533	5,332	-209
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	参加人数	32	13	16	20	20	19	40
	大気認定患者対象者数	190	136	83	51	37	19	13

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・指導員謝礼等	959	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	851	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,080
需用費	消耗品費	23	需用費	消耗品費	31	需用費	消耗品費	38
役務費	郵便料	8	役務費	郵便料	7	役務費	郵便料	24
使用料等	施設使用料	196	使用料等	施設使用料	196	使用料等	施設使用料	244

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加者数(人)	20	20	19	40	40	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	子ども医療券の対象年齢拡大に伴い、大気汚染医療費助成を受けている15歳未満のぜん息児の把握が困難となっているため、効果的な周知方法を模索する必要がある。
	<p>（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）</p> <p>* 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区（練馬・杉並）実施」</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	参加者だけでなく、医師・看護師・指導員のアンケートを参考により良い周知方法と効果的な教室運営を検討する。	ぜん息児の把握が困難な中、医療機関を通じての周知が効果的であった。今後も継続していく。	事務事業担当者連絡会等で他区の状況を把握し、より効果的な周知方法や、満足度の高い教室内容を取り入れていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	療養講座	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-03	療養講座					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	<p>実施方法対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。</p> <p>実施時期 年1回 [1回2時間程度]</p> <p>場 所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集</p> <p>講 師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定</p> <p>平成25年度「気管支ぜん息の常識と非常識～上手なかかり方～」10月25日 防災センター研修室 54名参加 平成26年度「『私ってぜん息?』診断と治療～気管支ぜん息との上手なつきあい方～」10月24日 北庁舎101会議室 45名参加 平成27年度「COPDとぜん息の治療と自己管理」11月13日 北庁舎101会議室 23名参加</p>						
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。						
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		94	92	118	118	111	115	103
①決算額（28年度は見込み）		49	55	66	74	79	84	103
②人件費等		2,320	983	826	832	920	922	
③減価償却費				323	338	488	512	
【事務分担量】 (%)		30	15	10	10	15	15	
合計（①+②+③）		2,369	1,038	1,215	1,244	1,487	1,518	103
特定財源の推移	国	保健福祉事業費納付金						
	都	38	34	33	99	41	96	86
	その他							
	一般財源	2,331	1,004	1,182	1,145	1,446	1,422	17
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ参加人数	31	36	44	54	45	23	50
	対象者数	697	671	643	635	616	600	582
	参加率 (%)	4.4	5.4	6.8	8.5	7.3	3.8	8.6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	39
需用費	消耗品費	13	需用費	消耗品費	11	需用費	消耗品費	14
役務費	郵便料	40	役務費	郵便料	47	役務費	郵便料	50

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（%）	8.5	7.3	3.8	8.6	8.6	参加者/対象者
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。 公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。 例年平日の午後が主な開催時間となっているが、平日の午前中や休日の開催についても検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） * 旧指定地域未実施区 中央区 港区 練馬・世田谷・中野・杉並は旧指定地域ではないため、実施無し。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	周知方法を含め、今後の事業の在り方について検討する。	近年、注目のCOPDをテーマとした。アンケート結果によれば内容等の満足度は高かったが、天候不順であったため、参加者数が減少した。	今後の事業の在り方を、講演内容や周知方法、継続していくか否かなどを含めて検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

況（要旨）	議（要旨）	問（要旨）	状（要旨）
-------	-------	-------	-------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	家庭療養指導	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-04	家庭療養指導					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 52年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。						
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
内容	主な訪問対象者	①病状が悪化傾向にある者 ②在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 ③病気に対し、家庭の理解が浅い者 ④日常生活の管理が充分でない者					
	実施方法	・選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。 ・梅の木会（患者会）を公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として結成された。 平成27年度の会員9名。毎月1回（8月・2月は休み）集まることを目標に、呼吸筋のストレッチ体操や散策、栄養教室等を行なっている。					
経過	年間訪問件数	平成16年度	80件	平成17年度	119件	平成18年度	48件
		平成19年度	107件	平成20年度	82件	平成21年度	91件
		平成22年度	92件	平成23年度	82件	平成24年度	80件
		平成25年度	80件	平成26年度	67件	平成27年度	73件
必要性	認定患者の高齢化（65歳以上31.7%）で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースが増えている。生活の場で状況に応じた時間で面接指導する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7	6	6	6	7	7
①決算額（28年度は見込み）		3	5	3	5	6	5	7
②人件費等		977	818	813	868	887	913	
③減価償却費				968	1,014	975	1,024	
【事務分担当】（%）		35	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		980	823	1,784	1,887	1,868	1,942	7
特定財源の推移	国 保健福祉事業費納付金	296	249	260	269	149	149	149
	都							
	その他							
	一般財源	684	574	1,524	1,618	1,719	1,793	-142
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ訪問件数	92	82	80	80	67	73	80
	被認定患者数	697	671	643	626	626	600	582

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	6	需用費	消耗品費	5	需用費	消耗品費	6
						役務費	郵便料	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	訪問件数	80	67	73	80	80	対象は65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化するとともに、訪問時間がかかるケースが増大している。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。
他区の実	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設入所者の増加が見込まれることから、関係部署との調整・連携をさらに図っていく。	患者の高齢化に伴い、認知症等、ぜん息の話にとどまらないケースがある。今後、さらなる関係部署との連携が必要となる。	ぜん息だけではなく、様々なサポートが必要となっている患者が増加していることを関係部署に周知し、協力要請をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況 (要旨)	議会 質問状
-----------	-----------

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-20	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例（東京都）			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。						
対象者等	都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成27年3月末までに認定を受けた生年月日が平成9年4月1日以前の者。						
内容	<p>条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕）</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>（平成28年3月末現在患者数）※都認定患者数（18歳以上）：86,934名</p> <p>認定患者数： 1,507名（18歳未満 57名、18歳以上 1,450名）</p> <p>18歳以上認定者の内：65歳以上：236名（16%）、75歳以上：161名（11%）</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。（申請受理1件あたり1,770円）</p> <p>* 制度改正に伴い平成26年度のみ都交付金あり</p>						
経過	<p>（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉）</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となった。ただし、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新が可能。</p>						
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		1,460	1,478	1,573	1,517	2,037	1,275	1,257
①決算額（28年度は見込み）		1,430	1,356	1,365	1,465	1,693	1,215	1,257
②人件費等		6,505	10,586	7,706	6,961	7,487	5,924	
③減価償却費		2,760	3,888	3,227	3,380	3,251	2,730	
【事務分担量】（%）		95	125	100	100	100	80	
合計（①+②+③）		10,695	15,830	12,298	11,806	12,431	9,869	1,257
特定財源	国							
	都	大気汚染健康障害者医療費助成制度改正に伴う市町村臨時交付金						
	その他					1,169		
一般財源		10,695	15,830	12,298	11,806	11,262	9,869	1,257
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	認定患者（18歳未満）	264	206	156	125	92	57	37
	認定患者（18歳以上）	956	1,058	1,175	1,248	1,465	1,450	1,435

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員報酬	958	報酬	審査委員報酬	919	報酬	審査委員報酬	978
需用費	事務用品・帳票	81	需用費	事務用品・帳票	145	需用費	事務用品・帳票	103
役務費	郵送料	168	役務費	郵便料	152	役務費	郵便料	176
委託料	システム改修委託費	486						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	審査件数	58.1	69.3	52.5	55.1	55.1	審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	平成19年度より、子ども医療費助成制度（小学生から中学生すべて）の新設により、15歳以下の新規申請及び更新申請者数が減少した。また、平成27年度より18歳以上の新規申請を終了したため、認定患者数がほぼ頭打ちとなり、減少傾向となった。さらに、平成30年度よりそれまで全額負担であった自己負担額が6000円/月となるため、認定患者数が大幅に減少するおそれがある。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	18歳以上の新規認定の終了に伴い事務処理を適正に行う。	制度改正の周知を徹底するとともに、適正な事務処理ができた。	引き続き、適正な事務処理に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	都条例に基づく事務

況 議 会 要 質 問 状	平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
	平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
	平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
	平成21年1定	診断書にかかる費用について

事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	丸山	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-05	インフルエンザ予防接種費用助成事業				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザ予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与する。						
対象者等	荒川区公害認定患者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の認定患者が対象）。						
内容	対象者：①荒川区の公害認定患者であること。 ②生活保護法等に基づく他の制度による当該予防接種費用の自己負担に係る全額助成を受けていないもの。 ③インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。 助成回数：1回 平成27年度実施期間：平成27年10月1日～平成28年1月31日 平成27年度申請締切：平成28年2月15日 請求方法：公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。						
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。 申請者数：22年3月末 104件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名 23年3月末 95件（43.4%） 65歳以上患者219名 24年3月末 99件（48.1%） 65歳以上の対象者206名 25年3月末 98件（50.3%） 65歳以上の対象者195名 26年3月末 65歳以上 97件（50.0%） 対象者 195名 64歳以下 104件（23.9%） 対象者 436名 27年3月末 65歳以上 92件（49.7%） 対象者 185名 64歳以下 108件（25.3%） 対象者 427名 28年3月末 65歳以上 100件（53.2%） 対象者 188名 64歳以下 102件（24.5%） 対象者 416名						
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		333	274	269	806	802	718
①決算額（28年度は見込み）		228	234	230	598	603	696	790
②人件費等		1,744	1,694	1,652	2,097	1,931	1,924	
③減価償却費				645	1,183	813	853	
【事務分担量】（%）		20	20	20	35	25	25	
合計（①+②+③）		1,972	1,928	2,527	3,878	3,347	3,473	790
特定財源の推移	国	保健福祉事業費納付金						
	都	179	168	171	604	452	538	592
	その他							
	一般財源	1,793	1,760	2,356	3,274	2,895	2,935	198
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	助成件数	95	99	98	203	200	202	233
	65歳以上被認定患者数	219	206	195	199	185	188	176
	64歳以下被認定患者数				436	427	416	406
	接種率（65歳以上）（%）	43.4	48.1	59.8	32	49.7	53.2	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	4
役務費	郵便料	58	役務費	郵便料	57	役務費	郵便料	61
扶助費	助成費	541	扶助費	助成費	637	扶助費	助成費用	725

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 助成件数	203	200	202	233	233	全対象患者の40%
	② 接種率（65歳以上）（%）	49.7	49.7	53.2	50.0	50.0	助成申請者/対象者
	③ 接種率（64歳以下）（%）	23.8	25.3	24.5	30.0	30.0	助成対象者/対象者

（問題点・課題分析）	<p>国と都の制度が異なるため、同疾病（気管支ぜん息等）でも大気汚染医療費助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支払いに遅滞が出ないように、円滑に助成事務を行う。	ワクチンの単価改定が行われたが、滞りなく助成事務を遂行することができた。	引き続き助成業務を円滑に行う。また、医療機関にて医療手帳を提示の上、予防接種を受ける旨を周知する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨） （会質問状）	
------------------	--